

令和6年度女性の健康課題に関する健康意識調査業務仕様書

1 業務の名称

令和6年度女性の健康課題に関する健康意識調査業務

2 目的

本県女性の健康寿命が全国と比較して低位であること、健康づくりに関する指標等で女性が男性と比較して劣後している項目が多いことから、健康課題に影響していると考えられる健康に対する意識の違いや生活習慣等の要因について、本県及び先進県の女性を比較分析する調査を実施し、今後の本県の「女性の健康づくり」に向けた具体的取組の検討の参考とするため。

3 委託期間

契約締結日から令和6年12月27日まで

4 業務の内容

(1) インターネットアンケート調査

健康に関する本県女性の現状把握や、健康課題に影響していると考えられる健康に対する意識の違いや健康習慣等の要因を分析するため、インターネットによるアンケート調査を実施する。

- ① 調査対象者：広島県及び先進県2県在住で20歳以上60歳未満の女性
※先進県は、女性の健康寿命が長らく高位な都道府県1つ（静岡県を想定）、大幅に上昇している都道府県1つ（三重県を想定）を選定する。
- ② サンプル数：3,200人×3県=9,600人程度は確保することとし、分析を行う方法やセグメントの分け方に応じて分析に足りるサンプル数を可能な限り多く回収できるよう設計すること。（※サンプル数の考え方に関する補足は下記⑤（エ）を参照）
- ③ 設問数：40問程度（モニターの基本属性（年齢、健康上の問題で日常生活に影響があるか等）を把握するための設問は別途設けること。）
- ④ 調査票の設計：受託者は、次の対象分野について、本県女性の健康課題の特徴や、その背景と考えられる要因（健康に関する知識（リテラシー）・意識・行動）の他県女性との差を定量的に示し、分析を行うための調査票の原案を作成すること。なお、調査票の内容は、広島県と協議の上決定すること。

[対象分野]

- (ア) 骨折の予防（骨粗鬆症の予防を含む）
- (イ) 休養とメンタルヘルス（睡眠を含む）
- (ウ) 適正体重の維持（若年女性のやせ、中高年の肥満）
- (エ) 運動習慣の定着（日常生活上の歩数を含む）
- (オ) 健診・検診の受診（特定健康診査、がん検診、骨粗鬆症検診等）

[データの分析例]

- ・健康上の問題で日常生活に影響があるか（あり/なし）・年齢階級別（10歳区分・4階層）での集計
- ・個人のおかれている状況（子育てや介護の有無、就業状況等）と生活習慣等のクロス

集計

- ・広島県と先進県の比較による健康課題に影響する要因の分析
- ・「健康上の問題で日常生活に影響があるか（あり/なし）」の比較による健康課題に影響する要因の分析 等

⑤ サンプル回収の留意事項

- (ア) 下記（イ）及び（ウ）のモニター品質管理水準が保証されたモニター母集団から対象者をランダムに抽出することができること。
- (イ) 不正モニターの排除が適切に行われていること。なお、「不正モニター」とは下記のモニターをいう。
- i 不正回答が複数回にわたって見受けられるモニター
 - ii 重複・なりすましと判断されるモニター
 - iii その他の理由でリサーチモニターとして不適切だと判断されるモニター
- (ウ) 登録属性につき、適切に更新がなされていること。
- (エ) サンプル数は、年齢（20～29歳、30～39歳、40～49歳、50～59歳）で分割した際に、各セグメントで800サンプル程度を均等に回収できることが望ましいが、これが困難な場合は、それぞれ可能な限り多くのサンプルを回収することとし、困難な理由と共に、分析を行う方法やセグメントの分け方に応じて回収するサンプル数を提案すること。

また、本県女性の健康指標等が劣後している背景をとらえたいことから、「健康上の問題で日常生活に影響があるか（あり/なし）」で「あり」な者についても、可能な限りサンプルを回収することとする。

サンプル回収においては、各県のサンプルが県民の代表性を示せることも考慮し、サンプルの確保に努めること。例えば二次保健医療圏（保健所管轄区域）を参考に分割した人口比に応じてサンプルを回収する、市町村を中山間地域とそれ以外に分割した人口比に応じてサンプルを回収するなどが考えられる。

【参考】広島県の二次医療圏（保健所管轄区域）

保健所名	市町名
西部	広島市、大竹市、廿日市市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸高田市、安芸太田町、北広島町、呉市、江田島市
広島中央	東広島市、竹原市、大崎上島町
東部	三原市、尾道市、世羅町、福山市、府中市、神石高原町
北部	三次市、庄原市

(2) インタビュー調査

インターネットアンケート調査の結果を踏まえて、健康づくりに係る課題の更なる分析を行うため、インタビュー調査を実施する。

- ① 調査対象者数：全体で10名以上
- ② 調査対象者の選定方法：インターネット調査の回答者より、健康課題の有無等を基準に対象者を選定すること。ただし、調査対象者の半数は広島県在住者より選定すること。
- ③ 調査方法等：オンラインによる個別インタビューを想定。

※具体的なインタビュー対象者や質問内容、実施方法は、アンケート調査結果を基に決

定する。

(インターネットアンケートでは把握しきれない要因等を深掘りして質問する。精神的な不調に至った事情や周辺要因、女性特有の健康課題で困っていることの詳細や健康づくりに取り組めない事情、その人を取り巻く環境などを想定)

(3) 調査結果の集計・分析

調査の概要、調査結果(設問ごとの結果、分析、評価、図表等)、数表(集計表)、単純集計結果などを取りまとめる。併せて、女性の健康課題の要因分析に効果的な分析軸(統計的手法を用いた比較分析等)を提案し、広島県と協議の上、クロス集計等の分析を行うこと。
なお、集計方法や、集計フォーマットの作成にあたっては、別途広島県と協議する。

(4) 最終報告書の作成

5 実施スケジュール(予定)

以下のスケジュールを基本として、広島県と調整して決定する。

- ・ 8月上旬: 委託契約
- ・ 8月中: 調査方法の最終決定、調査票の作成
- ・ 9月上旬: インターネットアンケート調査完了
- ・ 9月末: インターネットアンケート調査結果報告(速報)
- ・ 10月上旬~10月下旬: インタビュー調査実施
- ・ 10月末: インタビュー調査結果報告(速報)
- ・ 11月: 最終報告書提出

6 成果品及び納入について

下記の期日までに下記の電子データを納入すること。

(1) 納品物

- ① 調査画面
- ② 調査開始時にモニターに送った、メール等のテキストデータ
- ③ 回答ローデータ(Excel形式)
- ④ 単純集計表(自由回答含む)(Excel形式。)
- ⑤ クロス集計表(Excel形式。)
- ⑥ インタビュー調査の議事録
- ⑦ ①~⑥を含む最終報告書(電子データ)

(2) 納入期日

- ・ インターネットアンケート調査結果報告(速報): 9月末
- ・ インタビュー調査結果報告(速報): 10月末
- ・ 最終報告書: 令和6年11月29日(金)

※「インターネットアンケート調査結果報告(速報)」では、前述の①、②、③、④を提出すること。

※「インタビュー調査結果報告(速報)」では、前述の⑥を提出すること。

※ただし、アンケート等の回収状況等により、これによりがたい場合は、広島県と協議し、別途期間を定めることとする。

7 留意事項

業務委託契約約款、個人情報取扱特記事項及び情報セキュリティに関する特記事項に記載するほか、次の事項を遵守すること。

(1) 機密の保持

受注者は、業務の実施に伴い知り得た県及び関係機関の機密情報並びに業務の運営上取り扱う個人情報を、契約書に定める事項及び関係法令その他の社会的規範に基づき適切に管理しなければならない。また、業務の実施に関して知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

(2) 女性の健康課題に関する健康意識調査に係るデータの取扱い

ア データの使用用途

受注者は、発注者から提供を受けたデータについては、本業務にのみ使用すること。

イ データ入手及び返還に係る経費

発注者からの提供以外のデータ入手に係る経費については、委託料に含めるものとする。

ウ 事故発生等における報告

本業務に関し、個人情報の漏洩等その他の個人情報の安全の確保に係る事態が生じ、又は生ずるおそれがある場合（再委託等の相手方により当該事態が生じ、又は生ずるおそれがある場合を含む。）には、直ちに発注者へ報告する。

(3) 再委託等

受注者による第三者への委託（以下「再委託等」という。）を行う場合は、次のとおりとする。

ア 発注者の承諾

本業務の一部を再委託等しようとする場合、受注者は、次に掲げる事項を明記した書面を提出し、あらかじめ発注者の承諾を得る。

(ア) 再委託等する業務の範囲

(イ) 再委託等の合理性及び必要性

(ウ) 再委託等の相手方の概要及びその体制（業務履行能力）と責任者

(エ) 再委託等に係る金額

イ 再委託等の要件

再委託等する場合、本業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を再委託することはできない。また、本業務の契約金額に占める再委託金額の割合は、原則2分の1未満でなければならない。

なお、再委託等の相手方に対して、業務委託契約約款、個人情報取扱特記事項及び情報セキュリティに関する特記事項に記載する事項を遵守させる必要がある。

おって、再委託等の相手方の行為については、受注者が再委託等の相手方と連帯してその責任を負う。

8 その他留意事項

- (1) 本業務の実施に当たっては、広島県と十分協議のうえ行うこと。
- (2) 本業務に関する協議等や人員、その他業務に要する経費はすべて受託者の負担とすること。
- (3) その他、この仕様書に定めのない事項又は調査内容等に疑義が生じたときは事前に広島県と協議すること。